

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和8年3月9日南海ウイングバス労働組合執行委員長尾原健一から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和8年3月10日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事件
賃上げ等の要求に関する件
- 2 日時
令和8年4月6日から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所
泉佐野市日根野5619番2号南海ウイングバス株式会社において、南海ウイングバス労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概要
あらゆる形の合法的な争議行為を実施する。